

東村・吾妻町合併協議会 設立総会開催

新町名は「東吾妻町」

ひがしあがつままち

平成一八年三月二十七日誕生

三月八日、両町村議会での(法定)合併協議会設置議案の可決をうけ、東村と吾妻町の二町村による東村・吾妻町合併協議会設立総会が東村農村環境改善センターで開かれました。会長に、吾妻町の一場町長、副会長には東村の唐澤村長、東村の谷議長、吾妻町の矢島議長が選任されました。

協議第1号 東村・吾妻町合併協議会の申し合わせ事項について
合併協議会に提出する事項の分類については、報告事項の意思決定を要しないもの(意向決定を要するもの)に区分け、意思決定を要するもの(意向決定を要するもの)に区分け、協議資料は全て閲覧資料とする。協議資料は全て閲覧資料とする。

協議第3号 合併の方式(協定項目1)について
新設(対等)合併とし、東村と吾妻町を廃止し、「町」を設置する。
協議第4号 合併の期日(協定項目2)について
合併の期日は、平成一八年三月二十七日(月)とする。
協議第5号 新町名称(協定項目3)について
新町の名称を、東吾妻町とする。

協議第6号 新町の事務所の位置(協定項目4)について
新町の事務所の位置は、吾妻大字原町五九四番地の三(現、吾妻町役場)とし、東村大字奥田三九番地一(現、東村役場)については、支所とする。
協議第7号 財産の取扱い(協定項目5)について
両町村の所有する財産、公的施設及び債務はすべて新町に引き継ぐものとする。
新町名称名付け親賞
公募された名称の中から、抽選の結果、東村大字箱島の「大塚翔太君(九歳)」が選ばれました。

<p>行の固ま資産税に</p>	<p>すの。その後一四・七%で統一</p>	<p>併る。二年間は現行の税率は、</p>	<p>すの。二年間は現行の税率は、</p>	<p>妻の。二年間は現行の税率は、</p>	<p>行の。二年間は現行の税率は、</p>	<p>個人住民税に</p>	<p>8)に</p>	<p>地方税の取扱い</p>	<p>協議第10号</p>	<p>三〇人以上とする。</p>	<p>引き続き在任後の定数を</p>	<p>措置を適用し、合併後一年間</p>	<p>例法第八條の規定による特例</p>	<p>選挙による委員は、合併特</p>	<p>任期の取扱い(協定項目7)</p>	<p>農業委員会委員の定数及び</p>	<p>協議第9号</p>	<p>現行の報酬をそのまま適用し</p>	<p>二の報酬をそのまま適用し</p>																		
<p>る任評理 令教</p>	<p>と期価委 育等</p>	<p>ころ審員 育の</p>	<p>に査会 員委</p>	<p>よて員 会委</p>	<p>は、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>令、の 員委</p>	<p>の、の 員委</p>	<p>定、の 員委</p>	<p>産、の 員委</p>	<p>管、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>及、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>及、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>及、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>及、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>及、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>及、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>及、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>及、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>及、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>及、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>及、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>及、の 員委</p>	<p>法、の 員委</p>	<p>及、の 員委</p>
<p>保民す 域と</p>	<p>の。の 連絡</p>	<p>声。の 調整</p>	<p>を。の 担當</p>	<p>反。の 配</p>	<p>映。の 置</p>	<p>で。の 担當</p>	<p>利。の 配</p>	<p>用。の 置</p>	<p>し。の 担當</p>	<p>き。の 配</p>	<p>る。の 置</p>	<p>る。の 担當</p>	<p>る。の 配</p>	<p>る。の 置</p>	<p>る。の 担當</p>	<p>る。の 配</p>	<p>る。の 置</p>	<p>る。の 担當</p>	<p>る。の 配</p>	<p>る。の 置</p>	<p>る。の 担當</p>	<p>る。の 配</p>	<p>る。の 置</p>	<p>る。の 担當</p>	<p>る。の 配</p>	<p>る。の 置</p>	<p>る。の 担當</p>	<p>る。の 配</p>	<p>る。の 置</p>	<p>る。の 担當</p>	<p>る。の 配</p>	<p>る。の 置</p>	<p>る。の 担當</p>	<p>る。の 配</p>	<p>る。の 置</p>	<p>る。の 担當</p>	<p>る。の 配</p>
<p>併生 産物</p>	<p>時。の 採</p>	<p>に。の 取</p>	<p>再。の 料</p>	<p>編。の 採</p>	<p>す。の 取</p>	<p>る。の 料</p>	<p>る。の 採</p>	<p>る。の 取</p>	<p>る。の 料</p>	<p>る。の 採</p>	<p>る。の 取</p>	<p>る。の 料</p>	<p>る。の 採</p>	<p>る。の 取</p>	<p>る。の 料</p>	<p>る。の 採</p>	<p>る。の 取</p>	<p>る。の 料</p>	<p>る。の 採</p>	<p>る。の 取</p>	<p>る。の 料</p>	<p>る。の 採</p>	<p>る。の 取</p>	<p>る。の 料</p>	<p>る。の 採</p>	<p>る。の 取</p>	<p>る。の 料</p>	<p>る。の 採</p>	<p>る。の 取</p>	<p>る。の 料</p>	<p>る。の 採</p>	<p>る。の 取</p>	<p>る。の 料</p>	<p>る。の 採</p>	<p>る。の 取</p>	<p>る。の 料</p>	<p>る。の 採</p>

は、合併時に再編する。現行	併時に統合する。	いては、吾妻町の例により合	再編する。	動補自治会との連絡調整及び活	現行政相談員活動については、	いては、現行のまま存続する。	いては、現行のまま存続する。	町村長の資産等の公開につ	時に統合する。	ては、吾妻町の例により合併	合個人情報保護審査会につ	吾妻町の例により合併時に統	合個人情報保護については、	吾妻町の例により合併時に統	る。情報公開審査会については、	町。情報公開については、吾妻	22(2)については、	22(2)については、	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号	協議第25号
再編する。	協議第27号	目報22(4)については、合併時に	再編する。	定・管理・運用については、策	セキユリテイポリシーの策	G W A N) については、合併	合併時に再編する。	公的個人認証については、	に統合する。	住民基本台帳ネットワーク	合併時に再編する。	は、ネットワークについては、	は、住民情報システムについて	は、住民情報システムについて	は、財務会計システムについて	は、例規法令システムについて	ついでには、合併時に再編する。	グーループウェアシステムに	個人情報管理システムにつ	合併時に再編する。	ホームページについては、	定項目22(3)については、	電算システム関係事業(協	協議第26号													
り統合する。	は、住民基本台帳閲覧の例によ	三〇〇円に統一する。	合併時に吾妻町の例により統	合併時に不在籍証明三五〇円、	の証明書の交付については、現	窓口業務等については、協	窓口業務等については、協	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号	協議第29号
後に再編する。	は、公立保育所管理運営事業につ	は、保育料・保育料減免について	併時に再編する。	は、一時保育事業については、合	は、放課後児童対策事業につ	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号	協議第32号

<p>保育所通園バス利用補助金 保育所では、現行どおり継続 する。保育所遠距離通園補助金 については、合併時に再編する。</p>	<p>協議第33号 福祉関係事業（協定項目 22福10）について</p>	<p>身体障害者住宅改造費助成 事業については、合併時に再 編する。</p>	<p>身体障害者訪問入浴サービスの 事業については、吾妻町の 例により合併時に統合する。</p>	<p>在宅介護支援センター運営 事業については、現行のと おり継続する。</p>	<p>特別養護老人ホーム運営事 業については、現行のと おり継続する。</p>	<p>虚弱高齢者は、現行の 事業については、合併時に 再編する。</p>	<p>緊急通報システム事業につ いては、東村の例により合 併する。</p>	<p>老人クラブ・老人クラブ連 合会補助については、合併 後に統合する。</p>	<p>敬老事業については、合併 後に再編する。 長寿祝金については、合併 後に再編する。 金婚表彰については、合併 後に再編する。 時に廃止する。 併し、吾妻町の例により合 併する。</p>
<p>入学祝金に関することにつ いては、東村の例により合併 時に統合する。 災害見舞金支給により合併時 には、吾妻町の例により合併 時に統合する。</p>	<p>協議第34号 上下水道事業（協定項目 22上11）について</p>	<p>水道関係手数料について 後、水道関係手数料について は、合併時に再編する。</p>	<p>工事負担金については、合 併後に再編する。 合併後に再編する。 合併後に再編する。 合併後に再編する。</p>	<p>無水道地域給水施設整備補 助金交付事業については、合 併時に統合する。</p>	<p>公共下水道使用料、賦課徴 収及び負担金の賦課徴 収の集積排水施設使用料、 農業集積排水施設使用料、 賦課徴収及び負担金の賦課 課徴金については、合併時 に統合する。</p>	<p>協議第35号 建設関係事業（協定項目 22建12）について</p>	<p>協議第35号 建設関係事業（協定項目 22建12）について</p>	<p>建設関係事業（協定項目 22建12）について</p>	<p>住宅管理及び、公営住宅改 善整備・既設公営住宅改善 については、現行のまま 継続する。</p>
<p>ダム対策に関することにつ いては、現行のまま継続する。 都市計画策定事務（地域地 区）については、現行のまま 継続する。 都市計画審議会について は、合併後に再編する。 都市計画道路整備事業につ いては、現行のまま継続する。 地籍調査事業については、 現行のまま継続する。</p>	<p>協議第36号 農林水産関係事業（協定項 目22農13）について</p>	<p>農林水産関係事業（協定項 目22農13）について</p>	<p>農業振興地域整備計画につ いては、関係負担金・補助金 については、合併時に再編す る。</p>	<p>農業関係負担金・補助金に ついては、関係負担金・補助 金については、合併時に再編 する。</p>	<p>農業近代化資金補助給付事 業については、合併後に再編 する。</p>	<p>水産業に関することにつ いては、合併後に再編する。 水産業に関することにつ いては、合併後に再編する。</p>	<p>水産業に関することにつ いては、合併後に再編する。 水産業に関することにつ いては、合併後に再編する。</p>	<p>水産業に関することにつ いては、合併後に再編する。 水産業に関することにつ いては、合併後に再編する。</p>	<p>町単独土地改良事業につ いては、合併時に再編する。 用地取得・補償に関するこ とについては、合併後に再編 する。</p>
<p>土地改良事業負担金・補助金 交付金については、現行のま ま継続する。 畜産関係負担金については、 郡獣医師会負担金については、 合併時に再編する。 併し、廃止も含め合併時に 再編する。 家畜排せつ物の管理について は、合併時に再編する。 公団造林については、現行の まま継続する。 町村有林管理については、現 行のまま継続する。 猟友会については、合併時に 再編する。 有害鳥獣駆除に関すること については、合併後に再編す る。</p>	<p>協議第37号 商工観光関係事業（協定項目 22商14）について</p>	<p>商工観光関係事業（協定項目 22商14）について</p>	<p>小口融資制度については、合 併時に再編する。 小口融資制度については、合 併時に再編する。</p>	<p>小口融資制度については、合 併時に再編する。 小口融資制度については、合 併時に再編する。</p>	<p>小口融資制度については、合 併時に再編する。 小口融資制度については、合 併時に再編する。</p>	<p>小口融資制度については、合 併時に再編する。 小口融資制度については、合 併時に再編する。</p>	<p>小口融資制度については、合 併時に再編する。 小口融資制度については、合 併時に再編する。</p>	<p>小口融資制度については、合 併時に再編する。 小口融資制度については、合 併時に再編する。</p>	<p>勤労者生活資金融資制度につ いては、現行のまま継続する。 勤労者生活資金融資制度につ いては、現行のまま継続する。 勤労者生活資金融資制度につ いては、現行のまま継続する。 併し、吾妻町の例により合 併時に統合する。</p>

